

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会における報道員としての取扱いを希望する報道関係者の申請について

【本通知は、下記1に該当しない報道機関等を対象としています。】

国体の取材を行うことができる報道員（下記1参照）は、公益財団法人日本スポーツ協会が定める国民体育大会開催基準要項において、その範囲が限定されており、この要項の基準を満たす報道関係者のみを報道員として取り扱うこととしております。

このうち、「日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議して認めた者」に該当する報道員を「報道員に準じる者」と称し、その範囲について下記2のとおりとしています。

つきましては、下記2（3）～（5）の「報道員に準じる者」としての取扱いを希望する場合は、別紙申請書により令和元年7月17日（水）までに、申請くださいますようお願いいたします（全国障害者スポーツ大会の報道員も国体と同様（1又は2に該当）の取扱いとします）。

記

1 国民体育大会の取材を行うことができる報道員について

国民体育大会開催基準要項第38項で定める次の者に限る。

日本新聞協会、日本放送協会（NHK）、日本民間放送連盟、日本雑誌協会、写真記者協会及びテレビ・ニュース映画協会にそれぞれ加盟している新聞社、雑誌社、ラジオ・テレビ放送社及びニュース映画社の所属社員並びに日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議して認めた者。

2 日本スポーツ協会と茨城県実行委員会が協議する報道員に準じる者について

（1）主催者及び主催者に準じる者

（2）国民体育大会後催関係者

（3）過去3年間の国民体育大会において報道員に準じる者として認められた者で、取材希望のある者

（4）カメラサービス等、報道の円滑な業務に資する者

（5）上記（1）～（4）を除く次のもので、新聞、雑誌、放送等の一般向けの広報媒体（社内報等を除く。）を有し、今国体取材のうえ、記事掲載等の計画がある者

ア 茨城県実行委員会に対して取材希望があり、茨城県実行委員会が認めた者

イ 県内市町村から茨城県実行委員会に対して推薦され、茨城県実行委員会が認めた者

3 報道員に準じる者に対する制限について

（1）開閉会式会場における限定取材は茨城県実行委員会が認めた者のみとする。

（2）申請内容に虚偽があった場合や、大会運営に支障を及ぼすような取材を行った場合、取材禁止を含めた制限をすることがある。

（3）大会運営上、持ち込み車両台数等について制限する場合がある。

4 申請方法及び提出期限

別紙「報道員に準じる者としての取扱申請書」に必要事項を記載のうえ、令和元年7月17日（水）までに下記宛て提出してください。

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会事務局 担当：上野
T E L 029-301-5402
F A X 029-301-5399
E-mail k.ueno@pref.ibaraki.lg.jp